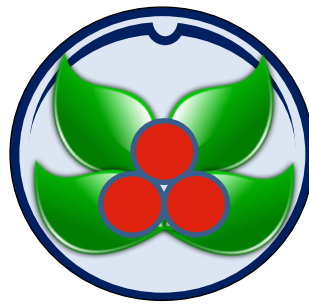


生徒心得



愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎

〒474-0025

大府市中央町五丁目15番地

TEL (0562)46-6909

FAX (0562)44-0656

(1) 学習

- ・ 始業の合図までに着席する。まじめな態度で授業を受け、積極的に学習する。
- ・ 授業の予習・復習など家庭での学習習慣を身に付ける。また、新聞、テレビ等のニュースを通して、社会の出来事に関心をもつようにする。

(2) 出欠席

- ・ 正当な理由なく、欠席、遅刻、早退をしないようにする。
- ・ 午前8時35分までには教室に入る。(午前8時45分以降の登校は遅刻とする)
- ・ 病気などやむを得ない理由で欠席、遅刻する場合は、午前7時半から8時までには連絡すること。ただし、朝の部活動がないときは午前8時半までに連絡すること。
- ・ 早退する場合は、その理由を担任に申し出て許可を得てから早退する。
- ・ 入社試験や手帳の更新等、及び校長が認めた事由により授業に出られなかった場合、欠席とせず欠課とする。

(3) 身だしなみ

常に清潔な身なりを心がける。

ア 服装規定

(ア) 衣替えについて

- ・ 4～5月、10月～3月は冬服期間、6月～9月は夏服期間とするが、衣替えは弾力的に取り扱う。気候、天候、健康状態等に応じて判断すること。

(イ) 制服

【男子】

冬服： 学校指定のブレザー、ズボンとする。上着の下は原則として白のカタージャツとする。セーターまたはベストは黒または紺の無地とする。
(ワンポイントは可)

夏服： 白無地の半袖開襟シャツを着用し、冬服と同型の夏生地ズボンとする。

【女子】

冬服： 学校指定のブレザー、スカートとする。上着の下は白の長袖丸襟ブラウスとする。スカート丈は膝中心より上下5cm以内の長さとする。ベルトを使用してスカート丈を調整することは禁止する。セーターまたはベストは黒または紺の無地とする。(ワンポイントは可)

夏服： 学校指定のオーバーブラウス、スカートとする。スカート丈は冬服と同じとする。

(ウ) 防寒着

- ・ マフラー、手袋は華美でないものを着用してもよい。
- ・ 帽子は禁止とする。
- ・ コートは黒、紺、ベージュ、グレーで制服の着丈よりも長いものとする。フードはついていてもよい。
- ・ 教室内の防寒着は学校指定のウィンドブレーカーとし、担任や授業担当者の許可を得て着用する。

(エ) その他

- ・ ボタンをはずしたり、シャツのすそを出したりする等だらしない着用をしない。

- ・ネクタイ、リボンは必ず着用する。
- ・ズボンにはベルトを着ける。（黒または茶の単色とし、柄の入ったもの等派手なものは着用しない）（男子）
- ・ブラウス、カッターシャツ、開襟シャツの下のアンダーシャツは無地白色とする。（ワンポイントは可）
- ・靴下について
男子は白または黒、女子は紺または黒とし、無地を基調としたものとする。（ワンポイント可）
儀式（入学式、卒業式など）のみ、男子は白、女子は紺で統一する。
- ・体育時は学校指定の体操服またはウィンドブレーカーとする。また、華美でない運動用の靴下に替えるようにする。
- ・作業時は学校指定の作業服とする。作業服の下に着るものは、清潔で華美でないものとする。
- ・部活動時はそれぞれの部活動にふさわしい服装とする。
- ・ネックレス、ブレスレット類は健康上必要とされる場合を除いて禁止とする。
- ・香水の使用は不可。ただし制汗剤は可とする。

イ 身なりに関する規定

(ア) 頭髪

常に清潔を保ち、染色、脱色、パーマなどを禁止する。

【男子】 眉毛、襟、耳にかからないこととする。

【女子】 肩より長い場合はまとめ、前髪はヘアピンを使用し、目にかからないこととする。髪留め、ヘアゴム等は華美でないものとする。（二つ縛りでは作業時に帽子を被れなかったり安全面で問題が見られたりするため、耳以下の高さに後ろ一つにまとめることを推奨する。）

(イ) 化粧等

化粧、マニキュア、ピアス等身体の装飾を禁止する。

(ウ) 通学靴

- ・スポーツシューズの場合、白色を基本とし、ライン、ワンポイントまで可とする。ハイカットスニーカーは禁止する。
- ・革靴の場合、黒または茶とする。

(エ) 上靴

上靴、体育館シューズは学校指定のものとする。

(オ) かばん

華美でないものとする。

(カ) 持ち物等

多額の現金、刃物類（はさみ、カッターナイフ等）音楽プレイヤー、ゲーム機器、漫画・雑誌類、菓子、トランプなど学習に不必要なものを持ち込まない。すべての私物には記名をする。健康上必要な薬については、適切に自己管理する。

(キ) その他

服装、持ち物について特別に許可が必要な場合は、学校へ申し出る。

(4) 交通安全

ア 交通安全、通学マナー

- ・ 交通ルールを守り、交通違反や事故のないように気をつける。
- ・ 電車、バスの交通機関利用のマナーに留意して登下校する。

イ 登下校

- ・ 通学状況調査票を提出し、届け出た経路、時間を守って通学する。
- ・ 登下校時は定められた通学路を通行する。

ウ 自転車通学

- ・ 登下校で自転車を利用する場合は「自転車使用許可願」を提出し、許可を受ける。
- ・ 毎学期通学で使用する自転車を点検し、整備不良の自転車は使用しない。
- ・ ヘルメットの着用を推奨する。

エ 自転車注意事項6箇条

- ① 飛び出しをしない
- ② 傘さし運転をしない
- ③ 二人乗りをしない
- ④ 並進運転をしない
- ⑤ 無灯火運転をしない
- ⑥ 携帯電話等を操作しながら運転しない

(5) 更衣室、ロッカーの使用について

ア 更衣

【男子】各教室にて更衣する。

【女子】体育館女子更衣室にて更衣する。

イ 更衣用ロッカー

学校から借りているものなので清潔に使用する。

ウ ロッカーキーの管理

【男女共通】

- ・ ロッカーキーは校外へ持ち出さないこととする。
- ・ 在校時、更衣等によりロッカーを施錠する場合、ロッカーキーは各自で管理する。ただし、授業、部活動等によっては一括管理することもある。
- ・ 下校時はロッカーを施錠する。ロッカーキーは生徒用ロッカーキーボックスに入れて下校する。ロッカーキーボックスは職員室にて管理する。
- ・ ロッカーキーを破損、紛失した際は、担任に申し出て個人負担にて合鍵を作成する。

【女子】

- ・ 登校時は、早く登校した生徒が女子更衣室を解錠する。女子更衣室の鍵は解錠後速やかに職員室に返却する。

エ 貴重品

- ・ 各自、身に付け、紛失に気をつける。
- ・ 体操服等への更衣時は、各自ロッカーにて保管し、施錠する。

(6) 携帯電話の使用について

ア 使用規定

(ア) 携帯電話を使用する場合は、保護者の責任の下、エチケット、マナーに留意して使用する。SNSの利用についても、特に細心の注意をし、自・他問わず個人や学校の情報（写真含む）の投稿を絶対に行わない。

(イ) 家庭内でのルールを作り、適切に使用するよう努めること。また、適切な利用について学校で指導されることを誠実に守り、安全な利用に努めること。必要に応じ学校は保護者に利用の一時停止を求めるなど、適切な利用に向けて家庭と学校は連携する。

(ウ) 保護者の判断により、登下校時の安全確保のために必要な場合は学校の許可を受け、携帯電話を校内へ持ち込むことを認める。

(エ) フィルタリングサービスを必ず設定する。

イ 使用許可願

携帯電話の学校への持ち込みにあたっては、許可願を学校へ提出する。その際、次の点を十分理解しておくこと。

(ア) 約束をしっかりと守って使用する意思の確認をするため、学校は各家庭で決めているルールを確認する。

(イ) 適切な利用のため指導上必要がある場合は、通話履歴、メール、メッセージの内容など使用状況を、教師も確認し指導を行う。

ウ 学校内における携帯電話の取り扱い

(ア) 朝のSTから帰りのSTまでは担任に預ける。校内では電源を切る。

(イ) 上記以外の時間は、各自ロッカーにて保管する。保管の際、ロッカーは必ず施錠する。

エ 登下校時の携帯電話の取り扱い

(ア) 緊急時の通信手段のための所持であるため、必要な通話以外の使用（SNS、ゲーム機、音楽プレーヤーとしての使用など）は禁止する。

(イ) 通話が必要な場合は、電車、バス車内での使用、公共の場での使用は避けるなどマナーを守って使用することとする。

(7) 生活態度

- ・ 登下校時は必ず身分証明書を携帯し、本校生徒であることを証明できるようにする。
- ・ 生徒間、他校生、来客者等に自ら進んで挨拶するように心掛ける。
- ・ 届け出た経路で登下校し、店（自動販売機）に立ち寄らない。
- ・ 外出時は行き先、目的、帰宅時間を家人に告げ、友達の家での外泊や深夜の外出はしない。
- ・ 風紀上好ましくない娯楽施設、飲食店への出入りは避け、飲酒、喫煙、薬物乱用の行為は絶対に行わない。
- ・ 事故にあうなど、困ったことがあったら保護者や学校など周りの大人に必ず相談する。

(8) 清掃・美化

- ・ 毎日所定の時間に全生徒で清掃を行う。
- ・ 上靴、下靴の区別、ごみの分別をしっかりと行い、進んで学校の美化に努める。

(9) 部活動

ア ねらい

- (ア) 授業場面では経験できない活動を通して、それぞれの活動における知識や技術の習得を図ることにより、幅広い人間性の形成に役立てる。
- (イ) 他学年及び他校の生徒や地域との交流を図ることにより、団結、協力、友愛の精神を学び、よりよい人間関係を形成することができるようにする。
- (ウ) 体力の向上、健康の保持増進を図るとともに努力、耐性、集中力を養い、社会自立を目指すことができるようにする。
- (エ) さまざまな活動の経験を、卒業後の生活に結び付けられるようにする。

イ 実施部活動

- (ア) 運動部 男子バスケットボール、女子バスケットボール、陸上競技
フライングディスク
- (イ) 文化部 音楽、美術

ウ 参加対象生徒

全生徒

エ 実施日

(ア) 業後の活動

月曜日、水曜日、金曜日

(イ) 朝の活動

月～水、金曜日に実施する。木曜日は休養日とする。また、行事等により弁当持参のとき定期考査当日等、活動を行わない日もある。

文化部についても、原則として月曜日、水曜日、金曜日の活動については各部の計画により体力づくりを行う。ただし、大会や発表会、展覧会の1か月前から各部の状況に応じて活動を計画することができる。

(ウ) 休日の活動

第1、3、5土曜日に実施する。

※ 但し、各部活動の特性等に応じて、各月1回以上（第5土曜日のある月は、2回以上）の実施とする。

(エ) 長期休業中

活動期間、内容については別途計画する。

オ 活動時間

(ア) 朝の活動

午前8時～

※校舎の解錠（午前7時30分）より早く登校しない。

(イ) 業後の活動

午後4時～

(ウ) 下校時刻

通常部活動 午後5時5分

延長部活動 午後6時(午後5時30分)

※ 延長部活動は大会、演奏会、作品展等の前1か月を原則とする。

カ その他

入部後は、卒業まで部を変更しない。特別の理由があり、転部を希望する場合は、担任、部顧問と十分に相談し、転部届けを提出して承認を得る。

(10) 禁止事項

- ・ 行き過ぎた男女の交際や不適切な異性交遊を禁止する。
- ・ アルバイト、運転免許取得は原則禁止する。

(11) その他

- ・ 保護者や教職員の指導を誠実な態度で受け、行動する。
- ・ 著しい規定の違反や生活態度の乱れ、法令や社会道徳に反する行為があった場合など、学校が必要と判断した場合には、特別指導を実施する。